

奨学金の償還金猶予申請に添付する書類等

猶予理由	猶予が可能な期間	申請に対する承認期間 ※1	添付書類 ※3	備考
① 大学等に在学 ※2	大学等に在学している期間 ※ 在学していれば、留年・休学等を問わない。	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	在籍校の発行する在学（在籍）証明書の原本 ※ 学生証の写しは不可	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校（2年以上の課程に限る）、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。
② 傷病	傷病により就労が困難である期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	医師の発行する診断書の原本 ※ 「就労困難」の記載があるもの	
③ 失業	就業するまでの期間 (通算5年間まで) ※4		勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれか ① 雇用票の写し ② 雇用保険被保険者証の写し ③ 雇用保険受給資格者証の写し	
④ 経済困難 (失業以外の理由)	経済困難である期間 (通算5年間まで) ※4	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し	経済困難であることは、給与所得者においては年間収入が200万円以下であること、給与所得者以外においては年間所得が130万円以下であることを目安とします。
⑤ 大学等への入学準備中 ※2	入学準備中である期間 (通算5年間まで) ※4		予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
⑥ 出産休暇・育児休業・介護休業の取得	出産休暇・育児休業・介護休業が終了するまでの期間		勤務先が発行する証明書の写し	
⑦ 災害による損害	災害発生から5年間を経過するまでの期間	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	市区町村長の発行する罹災証明書の写し	

※1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です。

※2 教育サービスのうち、タレント養成所への入所、カルチャースクールの受講などについては、原則として猶予理由となりません。

※3 添付書類は、一部を除いて申請日の直近2か月以内に発行されたものを添付してください。

※4 通算5年間までとは、③から⑤の理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。